

子どもが子どもで いられるまち



本市では、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができる「子育ち」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指しています。

本パンフレットは、「子どもの権利」や「ヤングケアラー」、「子どもの貧困」について広く知っていただくために、作成しました。



子どもの権利ってなに？



18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めた「**子どもの権利条約**」について、日本は平成6年に批准しています。この条約に定める**子どもの権利**には、大きく分けて次のようなものがあります。



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ

ヤングケアラーってなに？



本来おとなが担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、**子どもの権利**が侵害されている可能性がある18歳未満の子どものことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：厚生労働省ヤングケアラー特設ホームページ

家庭における子どもの役割（家族の世話、お手伝いの範囲や程度）は、時代や文化、地域などによって異なりますが、**子どもの年齢や成熟度に見合った家族の世話**、お手伝いは**子どもの思いやりや責任感などを育てることにつながります**。

しかし、**子どもの年齢や成熟度に見合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、子どもにとって悪影響**となります。

学習の遅れや進学への影響

心身の健康の問題

ヤングケアラーと思われる子どもを見逃さないために

ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例



学校で

- ・ 遅刻や早退が多い
- ・ 保健室で過ごしていることが多い
- ・ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある

自宅で

- ・ 家族の介護や介助をしている姿が見られる
- ・ 毎日のように洗濯物を干している

地域で

- ・ 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿が見られる
- ・ 毎日のようにスーパーで買い物をしている
- ・ 子ども食堂での様子に気になる点がある
- ・ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている
- ・ ごみ問題が発生している
- ・ 子どもが親の通訳をしている

出典：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」
子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省）

ヤングケアラーではないか？と思ったら

子どもとその家庭に関する相談について

0～18歳未満の子どもとその家庭についてのご相談を伺います。

【子ども家庭支援室】

相談時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分
028-632-2390

相談窓口へ
ご連絡を



青少年のさまざまな悩みに関する相談について

15～39歳の青少年が抱える家族や学校に関する悩み、自分の将来についての悩みなどを伺います。

【青少年自立支援センター「ふらっぷ」】

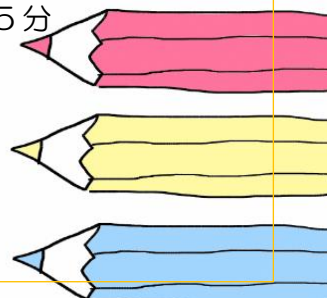
相談時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）午前9時～午後5時
028-633-3715

保健や福祉に関する相談について

ご家族の病気や介護のことなど、保健や福祉についての困り事などのご相談を伺います。

相談時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

- ・ 保健福祉総務課（市役所1階A18番番窓口） 028-632-2941
- ・ 平石地区市民センター 028-661-2369
- ・ 富屋地区市民センター 028-665-3698
- ・ 姿川地区市民センター 028-645-4535
- ・ 河内地区市民センター 028-671-3205





子どもの貧困ってなに？

子どもの貧困は、大きく分けて「**経済的貧困**」と「**関係性の貧困**」があります。

経済的貧困

金銭的な要因をはじめ、世帯収入が低い状態

関係性の貧困

教育、経験、人とのつながりに恵まれていない状態

※「関係性の貧困」は親から子へ連鎖するとともに、「関係性の貧困」にある子どもは将来、「経済的貧困」になりやすい傾向があります。

生活習慣の乱れ

学習習慣がない

体験経験や人との関わりの不足

子どもが将来「**経済的貧困**」におちいらないように、子どものうちから「**関係性の貧困**」を防ぐことが重要です。

関係性の貧困を防ぐために大切な5つのこと

「**関係性の貧困**」にない子どもほど、前向きな気持ちを持ちやすい傾向があります。特に次のことを心がけて、楽しみながら子どもと接し、「**関係性の貧困**」を防いでいきましょう。また、親だけが子育ての悩みを抱えることがないよう、地域全体で子育てを支えましょう。

1 子どもとの交流を楽しむ

子どもの話に耳を傾け、受け止めたり、子どものいい所を認めてほめてあげたりすると、子どもが自信を持つようになります。

2 子どもの生活習慣に気を配る

朝ごはんを毎日きちんと食べたり、早寝早起きの習慣がつくと、子どもが規則正しく生活できるようになります。

3 子どもの「勉強したい」気持ちにエールを

宿題や提出物を一緒に見てあげたり、点数や成績にこだわらず頑張りを認めてあげると、子どもの勉強への意欲が高まります。

4 子どもに経験や体験をプレゼント

子どものやりたいことや好きなことに一緒に興味を持ったり、季節ごとの行事を一緒に楽しむことで、子どもに様々な経験や体験をさせることができます。

5 家庭や学校だけでなく、子どもを地域全体で見守る

みんなで見守ることで、子どもの健やかな成長につながります。

